

平成29年6月12日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成29年6月12日 午後3時44分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成29年6月12日 午後5時25分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
松崎 富幸	渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実
松崎 富雄	原 月江	吉住三千代	

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第5号議案 非農地証明願について

午後3時44分開会

○事務局長 [] 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。本日、6月期定例農業委員会においては、議案第1号から第5号議案までとなっております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、本日の出席委員数を報告させていただきます。出席委員数は19名で全員でございますが、[]委員が4時半に退席の御連絡をいただいておりますので、御報告をさせていただきますと思います。古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数の要件を満たしていることから、総会は成立をしていることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございますが、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、以降、議事進行については[]会長をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○議長 ([] 君) こんにちは。大変長時間の現地視察、どうも御苦労さまでした。また、農繁期でお忙しい中、全員出席してもらいました。ありがとうございます。それに、今月は議案も多いですし、大変な量でございますけれども、よりよい審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、ただいまから平成29年6月期定例農業委員会総会を開催いたします。

○議長 ([] 君) 本日の議事録署名委員は、[]委員と[]委員でお願いいたします。

○議長 ([] 君) それでは、議題に入らせてもらいます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1、事務局お願いいたします。

[議案朗読]

○係 [] それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号1について御説明いたします。議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくといった内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は[]さん、年齢45歳、古賀市内で農業をさせていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約20年ほどと聞いております。現在の農業経営状況でございますが、水稻、野菜及び果樹を作付させていらっしゃいます。お持ちの所有農機でございますが、トラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。

今回の申請地は、九州自動車道下り線、古賀サービスエリアの東側に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在が田として水稻を作付されていらっしゃいますが、今後も同様に水稻作付をされていかれるということでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は2万404平米で、今回、同一世帯間での売買となりますので、耕作面積の移動はありませんことから、変わらず2万404平米であり、50アール要件を満たしております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら。

○委員（12番 君） よろしいですか。

○議長（ 君） 委員、どうぞ。

○委員（12番 君） 申請人等、所有者の方は親子なんでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

申請人及び所有者については親子間でございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ほかにありますか。

○委員（12番 君） それで、契約の種類が売買ということなんですけれども、通常であれば、遺産相続等で継ぐというのが一般的かなと私は考えたんですけど、これは売買というのはそれなりの意味が、どういう意味があるのかなと思ひまして質問なんですけれども。

○議長（ 君） 事務局。

○係 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回は、親子間であり、売買ということで今の御質問をいただいたと思いますが、私ども農業委員会事務局といたしましては、申請主義でございます。 委員おっしゃいますように、贈与等が一般的であるというふうには考えておりますが、今回、売買でということで申請人に聞き取りをいたしましたところ、間違いなく売買での取引ということでございましたので、申請主義に

基づき、売買ということで今回議案を上程しているところでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ほかによろしいでしょうか。

○委員（12番 君） はい、私はいいです。

○議長（ 君） ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決とらせてもらってようございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第1号議案、整理番号1に対して賛成されます方は挙手でお願いします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。原案どおり可決いたしました。

○議長（ 君） 第2号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号の番号2から、事務局、説明をお願いいたします。事務局。

○係 説明に入ります前に、今回、第2号議案の番号2、番号4、番号5に、それぞれ関係者が含まれますことから、それぞれの議案の番号ごとに御説明をさせていただきます。朗読が終わりましたら、一時退席をお願いしたいと思っております。番号2につきましては 委員、番号4及び番号5につきましては 委員でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

○議長（ 君） よろしくをお願いします。

○係 ありがとうございます。

会長すみません、もう1点ございます。

第2号議案の番号2及び番号3につきましては、今回、番号が分かれておりまして、4条の申請でございますが、それぞれこちらが一体とした開発となっておりますことから、番号2、番号3につきましては、合わせて議案朗読及び説明をさせていただきます。議案につきましては、それぞれ番号2及び番号3、それぞれで採決をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

○議長（ 君） わかりました。

○係 ありがとうございます。

〔議案朗読〕

○係 それでは、 委員、一時退席をお願いいたします。

[委員 退席]

○係 係 係 それでは、第2号議案、農地法第4条の許可申請、番号2及び番号3について御説明させていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請で、所有権に基づき、貸駐車場に転用するといった内容でございます。

番号2及び番号3の申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

位置図の御説明をいたします。議案書の5ページをごらんください。

まず、こちらが番号2についてでございます。申請地は、現地でも御確認のとおり、国道3号線高田交差点の東側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございますが、併用地として、こちら、点線部分に原野及び第2号議案の議案番号3が含まれます。

続きまして、このまま議案書の8ページをごらんください。

こちらは、番号3についての農地の位置図でございます。こちらも同様に、国道3号線高田交差点の北東に位置します丸囲み内の斜線部1筆で、点線部の併用地として含まれております。

次に、農地区分の御説明をいたします。

平成28年度に、今回の申請地の北側の農地が同様に貸駐車場で転用申請があった際に、事務局では、第2種農地ではないかということで、農業委員会に議案上程をしておりましたが、県の現地確認及び協議の結果、前面道路に上下水道管が入っていること、また、申請地からおおむね500メートル以内に 係 係 係 高校、 係 係 係 内科等が含まれることから、第3種農地ではないかという判断が示されました。よって、今回も同様に、第3種農地ではないかと事務局で判断しております。

こちらにつきましては、根拠資料として、資料1を別にお配りしておりますが、こちらをごらんください。

資料1、6月期農業委員会に係る法律について（抜粋）と書いたものをごらんください。こちらの第2号議案の番号2、3関連でございますが、こちらは3種農地というふうに記載しております。

では、3種農地とはどういった内容かということを申し上げますと、こちら、①の2行下に記載しておりますとおり、市街化の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるものと示されております。

こちらの政令で定めるものは何かと申し上げますと、こちら、すぐ下の黒い丸ぼつでございますが、農地法施行令第7条の第1項でございます。道路、下水道、その他の公共施設または鉄道の駅、その他の公益的施設の整備の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域でございます。

ます。

では、こちらの農林水産省令で定める程度に達しているとはどのようなものかと申し上げますと、2個目の黒丸ぼつでございますが、農地法施行規則第43条第1項第1号に記載されております。水管、下水道管またはガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便宜を享受することができ、かつ申請に係る農地等からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設が存在することとございます。

こちらを見ながら、1枚おめくりください。こちらは、横向きに見ていただいたら一番よろしいかと思いますが、高田交差点が、こちらのちょうど真ん中から斜めのほうに通っているところでございます。

こちらの第2号議案の番号2と第2号議案の番号3と書いておるところでございますが、両側の前面道路、筆をあげずに接している道路に、上水管、下水道管が2種類埋設されております。

そして、500メートルの範囲を示すものが、次、もう1枚おめくりいただきまして、こちらの図面でございます。こちらに申請地を赤で記載しておりまして、こちらの円の中心が県立の■■■■高校でございます。こちらの■■■■高校を中心といたしまして、2以上の教育施設または医療施設が含まれていれば、3種農地であるという定義でございますが、■■■■高校に■■■■内科、また、■■■■脳外科も含まれており、3以上の公益的施設、医療施設または教育施設が含まれているということでございます。

こちらを根拠といたしまして、第3種農地ではないかと事務局では判断しているところでございます。

では、議案書にお戻りください。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の6ページ及び7ページをごらんください。

こちらにつきましては、番号2の図面でございますが、同様に番号3のほうも同じ図面が含まれておるところでございます。

こちらを御確認いただきますと、まず、6ページのほうをごらんいただきますと、今回の計画図、駐車場に関する図面が示されておるところでございます。まず、こちら、原野の部分が出入り口と書いた西側道路のところから点線で2つくりがございまして、■■■■の■■■■と書いております。こちらが原野部分でございまして、こちらから東側——図面の右側でございますが、こちらが番号2の農地、そして、■■■■の■■■■を挟みまして西側道路側、■■■■の■■■■とございます。こちらが番号3の農地でございます。

まず、乗入口に関しましては、西側及び東側道路、それぞれ1カ所からの乗入口を設けております。今回の計画では、貸駐車場25台分の区画が整備されておるところでございます。こちら

の計画地につきましては、アスファルト舗装をする計画となっております。

また、今回は、北側には、前回転用がございました貸駐車場側の既設コンクリートブロックがございますが、南側につきましては、新設のコンクリートブロックをつくる計画となっております。

次に、雨水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、北側に新設側溝及び北西側に新設の集水樹を設け、西側の道路側溝で暗渠を通じて排出する計画となっております。

次に、汚水・雑排水関係でございますが、今回は貸駐車場であることから、汚水及び雑排水は原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。

現況では、現地でも御確認のとおり、南側から北側にかけて段が下がっており、今回、水勾配を設けるため、切土最大100センチを行う計画となっております。

また、今回、盛土は発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成29年5月19日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、今回は、地元農業委員さんが関係者に含まれることから、近隣の久保区農業委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議、番号2、番号3について、それぞれよろしく願います。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりましたので、久保の 委員さん、御説明をお願いいたします。

○委員（5番 君） ただいま事務局に説明のとおりであります。5月16日、地元区開発委員会を開催しまして、開発委員会に提出されました書類を審議しました結果、全て要件を満たしておりますので、承認いたしました。

また、附帯事項につきましては、維持管理、安全対策、場内には、車の部品——タイヤ・バッテリーなどを置かないこと、洗車をしないことに指定されましたので、賛成の上で承認いたしました。

委員の皆様の御審議のほど、よろしく願います。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

今、地元委員さんの説明が終わりましたけれども、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、ないようですので、第2号議案の番号2に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成で、番号2、原案どおり可決されました。

続きまして、番号3に対して、同じく久保の 委員さん、お願いいたします。

○委員（5番 君） ただいま事務局より説明のとおりであります。5月16日、地元開発委員会を開催しまして、開発委員会に提出されました書類を審議いたしました結果、それぞれの要件を満たしておりましたので、承認しました。

また、附帯事項につきましては、維持管理、安全対策、場内は車の備品——タイヤ・バッテリーなどを置かないこと、洗車をしないことに指定をされましたので、賛成の上、承認しました。委員の皆様の御審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

地元委員さんの説明が終わりましたけど、何か番号3に対して、御質問ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第2号議案、番号3に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成で、原案どおり可決いたしました。

〔水野賢二委員 着席〕

○議長（ 君） それでは、同じく第2号議案、番号4、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 それでは、 委員、一時退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係 それでは、第2号議案、農地法第4条の許可申請、番号4について御説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請で、所有権に基づき、貸資材置き場に転用するといった内容でございます。

本件につきましては、平成25年5月に農振の除外がなされたものでございます。

まず、申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の11ページをごらんください。

申請地は、現地でも御確認のとおり、[REDACTED]の東側に位置します丸囲み内斜線部1筆であります。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の東側、北側、南側は、それぞれ他地目による分断、西側から南西にかけて一部農地の広がりがございますが、10ヘクタール未満の広がりであることから、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の12ページをごらんください。

今回の計画は、貸資材置き場に関する図面が示されております。

まず、乗入口に関しては、西側道路から1カ所となっております、周囲には空洞ブロックをつくる計画となっております。西側からそれぞれビール空容器置き場、ビールたる置き場、雑瓶空容器置き場、ジュース空容器置き場とする計画で、駐車場を10台分設ける計画となっております。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、東側に新設側溝及び新設の溜桝を設け、東側の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

今回は、貸資材置き場であることから、原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。13ページをごらんください。

今回は、約1%の水勾配を設けるため、最大9.7センチの盛土を行います。

なお、今回の計画では、切土は発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成29年5月23日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、今回は、地元農業委員が関係者に当たりますことから、近隣の青柳区農業委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

また、本申請地につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、平成25年5月に農振の除外を行っておりますが、農振除外当時の申請内容とは異なりますことから、この点の経緯につきましては、農政係より御説明を申し上げます。

○農政係 [REDACTED] 第2号議案、整理番号4の議案について、農振担当のほうから説明させていただきます。

この案件については、以前に除外の手続がとられている案件になります。今回の第2号議案の整理番号4の議案は、農振地が小竹の農振農用地（青地）で、平成24年度に除外の申し出があり、平成25年5月24日をもって12条公告を行い、農振の除外が完了しております。

しかし、その後、申出人の諸事情により計画が進まず、現在に至っております。

当初の事業計画から変更になり、農地転用申請が上がっておりますが、事業計画については、議案書の附箋内容にあります。申し出があった利用計画の内容が、以前の事業計画内容から変更になったことから、福岡県福岡農林事務所に確認し、農振担当者と協議を行っております。協議の結果、今回の案件については、事業計画の内容が変更にはなっていますが、農業振興地域の整備に関する法律第13条の第2項の検討要件を全て満たしているため、改めて農振の手続を必要とせず、農地転用の事務手続のみ必要との回答でありました。

また、古賀市の関係各課との調整も進んでおり、事業計画の見込みがありますことから、この小竹の案件について、農地転用の申請がなされております。

以上で、説明を終わります。

○係 [] では、事務局の説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明ありましたけど、第2号議案、番号4に対して何かありましたら。

その前に、地元委員さんの [] 委員さん、説明をお願いします。

○委員 (12番 [] 君) 隣接の農業委員の [] です。

平成29年5月23日に、小竹区の水利委員会にて審議されました。先ほど事務局のほうで説明された内容で聞いております。

そして、今回は、酒店用の資材置き場、それから従業員及び営業車の駐車場というふうに私のほうは承っております。

それで、委員会の内容としましては、無条件に承認と、そういうふうに説明を受けております。審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明は終わりましたけど、何かありましたら。——何かないですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 ([] 君) ないようでしたら、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、第2号議案、番号4に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手17/17名]

○議長 ([] 君) 全員賛成です。原案どおり可決をいただきました。

続きまして、同じく第2号議案、番号5に対して、事務局、説明をお願いします。

ちょっと待った。入ってもらわないかん。続き。

○係 [] 大丈夫です。

○議長 ([] 君) 大丈夫ですか。

[議案朗読]

○係 [] それでは、第2号議案、農地法第4条の許可申請、番号5について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請で、所有権に基づき、貸駐車場に転用するといった内容でございます。

本件につきましては、平成25年5月に農振の除外がなされたものでございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の14ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、 [] の東側に位置します丸囲み内斜線部3筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の北側、東側、南側につきましては、他地目による分断でございます。西側に一部農地の広がりがございますが、10ヘクタール未満の広がりであることから、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の15ページをごらんください。

今回の計画は、貸駐車場に関する図面が示されております。

まず、乗入口につきましては、西側道路1カ所となっております。周囲には空洞ブロックをつく計画となっております。西側に事務所棟、東側には洗車場及び倉庫を建築する計画となっております、総駐車台数は全部で92台でございます。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、東側に新設側溝及び新設溜樹を設け、既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係でございますが、まず、今回、貸駐車場、いわゆるモータープールでございますが、こちらで洗車場を伴うことから、油水分離槽を申請地の北東に設けております。こちらを通じまして、新設の溜樹を通じ、東側の既設側溝へ排出する計画となっております。

また、今回は、簡易トイレを設置いたしますが、こちらにつきましてはくみ取りとなっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の16ページをごらんください。

今回は、水勾配を設けるため、A-A'断面、B-B'断面、C-C'断面、それぞれにおい

て盛土を行います、切土は発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成29年5月23日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、今回は、地元農業委員が関係者に当たりますことから、近隣の青柳区農業委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

なお、本申請地につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、平成25年5月に農振の除外を行っておりますが、こちらの経緯につきましては、農政係より御説明をさせていただきます。

○農政係 [] 第2号議案、整理番号5の議案について説明をさせていただきます。

この整理番号5については、先ほど整理番号4で説明と同様であります、平成25年5月24日をもって12条報告を行い、農振の除外を完了している案件になります。こちらの案件も、計画内容が変更になっておりますことから、福岡農林事務所のほうに確認しましたところ、先ほどと同じく、要件が全て満たしていることから、農地転用の手続の上、進めていただきたいとの回答でありました。そのため、今回、農地転用の申請がなされております。

以上です。

○係 [] 事務局の説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長 ([] 君) ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の [] 委員さん、御説明をお願いします。

○委員 (12番 [] 君) 隣接の [] が説明いたします。

平成29年5月23日に、小竹区の水利委員会で審議されたということです。内容等は、先ほど事務局から説明がありました概要です。それで、無条件で承認ということで説明を受けております。

御審議よろしく願いいたします。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何かありましたら、 [] 委員、どうぞ。

○委員 (6番 [] 君) 前回の申請から内容変更となる場合の効能というか、前回はAでやりますよ、じゃあ、Bに変更しますよとなると、Aの施工期間は何年とかやっぱり決まりがあるんですかね。全くの内容変更。二月以内にしなさいよとか、1年以内にしなさいよとかいうことは。

○議長 ([] 君) 事務局。

○係 [] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今、委員おっしゃいましたように、施工期間であるとかいったものは原則ございませんが、基本的には、農振の除外というのは5要件の中で緊急性というものがございまして、それをもとに、

通常であれば、農振の除外後に速やかに農地転用を行うものでございますが、今回、申請人の経済的、また、経済の全体の変動に伴い、資材価格の高騰等がありまして、計画を達成できていないという部分がありましたので、こちらについて改めて申請が上がってまいりましたので、今回、この新しい計画について、県と協議後、農地の転用に至ったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（6番 君） はい。

それで、もう1件。

○議長（ 君） はい、どうぞ。

○委員（6番 君） じゃあ、何々を建てますよという農振除外をしてもらわないかんですから、経済がどうのこうのとかあろうばってんが、すぐ次は変更というのを県は認めるのかい。

○議長（ 君） 事務局。

○係 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

農振の除外というのは、基本的には農地の転用とは別で、農地の転用の場合には、農地の転用の申請が上がった後に変更があった場合は変更申請というのがございますが、農振の除外というのは、計画自体を変更するというものでございますので、青地から白地に変えるということでございます。よって、内容の新しい申請というのはございませんが、こちらにつきましては、内容が前回のもので変わった場合については、県と協議を行って、その後、新しい計画のほうの規模の妥当性でありますとか、そういった要件を満たしているか、そういったところを踏まえまして、また、地元農区のほうとも調整を行いまして、最終的に変更をするといった流れでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。

ちょっと内容を聞きたいんですけど、その要件というのはどういう条件。

○農政係 会長の質問に対してお答えします。

先ほど言いました農振の整備に関する法律なんですけど、第13条の2項の検討要件、いつも5要件と言われている要件ですね。例えば、代替地の検討であったり、規模の妥当性であったり、あと周辺農地の影響であったりという部分が内容にはなっています。

○議長（ 君） だけど、基本的には、農振除外しとるんやろが。その要件は当てはまるのかね。

○農政係 実際、前回のときに、規模の妥当性、5要件を全て満たしておりますが、今回、計画の内容が変更になっております。そのため、規模の妥当性でありますとか、周辺

農地は変わらないと思うんですけど、規模の妥当性というものが大きくなって、そこら辺を今回、福岡農林事務所のほうで協議しておって、妥当性は認められるということで認められております。

以上です。

○議長（ 君） 事務局。

○係 ちょっと補足で御説明をさせていただきたいと思います。

今回、例えばこちら、今、上がりました番号5でございますが、貸駐車場、いわゆるモータープールでございます。こちらの92台の計画、92台のモータープールをつくる計画が妥当かどうかというのは、こちらの92台の計画をもって、その面積が妥当であるか、そして、また、そういった附帯施設、今回は事務所棟などがございますが、こちらの面積が妥当であるか、こういったところを判断いたしまして、いわゆる余った区域はありませんよねというのが規模の妥当性というところで重要になってまいります。

今回、貸駐車場——モータープールでございますが、ローダー等の大型車両も入りますことから、転回スペースであるとか、そういった軌跡図等も提出していただいております、通路部分の面積が妥当か、また、今回の倉庫の規模の妥当性、そういったところを踏まえて、県と審議をしまいったところでございます。そういった面積の積み上げというのが規模の妥当性になるということを、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（ 君） わかりましたというかね、ちょっといま一つ。

ほかに何かないですかね。事務局。

○係長 ただいまの会長の質問についてなんですけれども、基本的にこちらも除外が済んでいる案件というところで、当然、その当時の要件というのはきっちりと精査をして、即決で出されているというところであります。

今回、改めて違う計画が出されておるといふところになりますけれども、当然、同じように5要件を満たしているのかというところは確認もしていますし、先ほど説明をいたしましたけれども、当然、代替地の検討とか、面積の妥当性等は、内容を細かく精査をして、今回の計画に至っているというところになります。

以上です。

○委員（6番 君） もう1回言おうかな。もう1回。

○議長（ 君） どうぞ、 委員。

○委員（6番 君） もう、前回、全部外れとうたいな。じゃあ、内容変更で、また審議をかけられないかと。

○議長（ 君） 事務局。

○係 [] ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

農振の除外がなされた後に、新しくまた審議をし直さないといけないかにつきましては、本来の手續であれば、例えば農振を除外した後に、県の見解でございますけれども、例えばそのまま何もしない、ずっとこのまま計画をする、新しい計画もないということであれば、農振の再編入をお願いするものでございます。

しかしながら、今回、新しい計画が上がってきたところで、編入をして新たに除外をする必要はありませんので、そういった規模の妥当性等、5要件を満たしておることから、転用の手續へ進むといった流れで、今回、県のほうから回答が上がってまいりました。よって、今回、転用の申請でということで、農業委員の皆様には御審議をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○委員（6番 [] 君） 開発するとは何も文句はないたい。だって、前のときに評価が出ておるとにくさ。もう御返答とかしますよということになっておって、さらにまた5条の申請せないかんとかいと思ってから。

○議長（ [] 君） 事務局。

○係 [] 今回の委員の御質問でございますが、今回、例えば計画が全く同じだったとしても、農振の除外の手續というのは農振法に基づいた手續、そして、農地の転用というのは農地法に基づいた手續でございますので、必ず農振の除外後でも、農地の転用の手續が必要となるといった流れでございます。

以上です。

○議長（ [] 君） それとまた5要件が要るわけ。それが不思議でならん。

事務局。

○係 [] ただいまの御質問にお答えいたします。

農地の転用について5要件が必要ということではなく、前回の計画が農振の除外を行っておりますが、今回、農振の除外を行った土地でございますので、そちらについて新しい計画が、例えば、貸駐車場であって、駐車場10台しかとめませんよということであれば、当然、今回の計画区域は大き過ぎるといった内容になりますので、その場合は分筆をして、残りの部分は農振に再編入してくださいといった流れになってまいります。

よって、今回の計画が妥当かどうか、農振の除外の手續に照らし合わせて妥当かどうかというところを県と協議いたしまして、その結果、編入等も必要ないという協議の結果が出されたことから、今回、通常どおり、当然、農振の除外をした後の農地の転用には、農業委員会へ議案を上程する必要がありますことから、こちらの要件に合致しておりまして、かつ通常どおり、青地ではなくても白地でも、当然今回のようなケースでございましたら、4条の申請が必要になっ

てまいります。

よって、そういった流れで、今回はちょっと通常と少し違うので、皆さん混乱しやすいのではないかなと思いますが、そういった手続を二重に踏んで、しっかりとした協議を行った上、議案を上程していくということを申し添えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（ 君） わかりました。

何かほかはないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第2号議案、番号5に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。原案どおり可決しました。ありがとうございます。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） では、再開します。

.....
○議長（ 君） 第3号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号7、事務局、説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係 それでは、第3号議案、農地法第5条の許可申請、番号7について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、5年間の賃借権の設定を行い、車両置き場に転用するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の19ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、 の東側に位置します丸囲み内の斜線部3筆と黒塗り部分の1筆、合計4筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の北側、東側、南側は、それぞれ他地目による分断、西側につきましては、一部農地の広がりがございますが、10ヘクタール未満であることから、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の20ページをごらんください。

今回の計画は、運送会社の車両置き場でございます。

まず、乗入口につきましては、南側道路の道路から1カ所となっており、駐車場を大型トラック11台分設ける計画となっております。また、南側には、乗務員の通勤用の駐車場を6台分確保する計画となっております。入り口につきましてはアスファルト舗装、残りの駐車場部分につきましては砕石舗装とする計画となっております。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、南側の既設溜樹及び新設のU字側溝を通じ、南側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水・雑排水関係でございますが、車両駐車場のため、原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。21ページをごらんください。

今回は、水勾配を設けるため、B-B'断面におきまして、一部切土を行う計画となっております。こちらは水勾配の関係でございます。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明させていただきます。

今回は、条件付承諾ということで、1、産業廃棄物を搬入しないこと、2、洗車等で油脂類の流出が発生したときは油水分離槽を設置し回収すること、以上2点の条件を付し、平成29年4月12日付の承諾書の提出がっております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の 委員さん、御説明をお願いします。

○委員（12番 君） 内容につきましては、事務局で報告されたとおりでございます。

29年4月12日、青柳区開発委員会で審議しております。車両置き場ということで、条件付で承認しております。産業廃棄物は搬入しない、それから、洗車等で油脂物の発生するときには油水分離槽を設置と、以上のように条件をつけております。

審議よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問がありましたら。何かないですか。どうぞ。

○委員（3番 君） 現地確認に行きましたところ、これは、地目は畑になっておりましたが、保安全管理を年に1回くらいしてあるんですか。

それと、畑である中に看板が植えられておりましたが、あれも申請が上がる前に抜けるべき物

は抜けておかないと。現地確認に行くものですから、保安全管理といいますが、その辺の現場の草刈り等、指示しておくべきじゃなかったでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係 ただいまの委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず先に、看板の件について御説明をさせていただきます。

今回、「貸地」という看板がございましたので、こちらについては、事務局のほうへ相談及び申請書の提出がありました後、私のほうで現地確認を行っており、こちらについて、看板の撤去をお願いするようにはしてはいたしましたが、今日の時点で間に合っておりませんでしたので、今後につきましては、こちらの看板の撤去については、事務局のほうから、こういったことがないように再度申し出をしていくつもりでございます。

また、2点目の保安全管理でございますが、こちらについては、年に数回、およそ2回でございますが、草刈りをされている状況でございます。こちらにつきましては、草刈り等の保安全管理につきましては、農地として管理していく上で必要なものでございまして、今回の転用に合わせて今回草刈りを行っているものではございません。よって、基本的には、梅雨明け及び秋口には年に2回、今までも草刈りをされてきたところでございます。

保安全管理につきましては、非常に程度については難しい部分があるとは思いますが、こちらにつきましては、転用に合わせて保安全管理を行っているものではございませんし、また、現況が荒れておりましたが、畑、こちらにつきましては、A区分、B区分等でございますが、現況が荒れておりましたが、畑であるということは変わりございません。よって、今回の申請地については、不耕作ということで、今回、申請書のほうに記載がございましておるものでございます。

保安全管理については、そういった回答でよろしゅうございますでしょうか。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（3番 君） 最小限度やれていれば、現地確認をみんなで行くけん、やっぱりそこら辺は春と秋されているので、申請上がったとき以外はしていただけるようお願いしたいなと思います。

○議長（ 君） 事務局ございませんか。

○係 ただいまの御質問でございますが、あくまでお願いの範囲になってまいりますし、また、ああいった市街地の計画区域外ではございますが、農地の形によっては、やはり草刈りをする事で事前着工じゃないかと言われる場合もありますので、非常に難しい問題がございまして。ちょっと過去にもそういったことがございましておりましたので、事情を説明すれば、地元の農業委員さん等、わかっただけのことではございますけれども、そのあたりについては、あくまでちょっとお願いの範疇でという形になってまいりと思っております。

以上でございます。

○議長（ 君） 委員。

○委員（6番 君） 今、事務局が言うた不耕作、不耕作でいいわけ。

○議長（ 君） 事務局。

○係 農地につきましては、申請書には、耕作をしているのか、それとも耕作がされていないのかというものを記載する必要があります。作付及び肥培管理、よく出てまいります農地法第2条の肥培管理というのが出てまいりますけれども、こちらにつきましては、例えば、農地パトロールでいいますA区分及びB区分につきましては、不耕作という形で申請書が上がってくるものでございます。

ただし、登記が農地、そして、現況は荒れておりましても農地、不耕作の農地であるということは変わりはないので、そういった形で申請書が上がっていると理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（6番 君） はい。

○議長（ 君） ほかに何か。 委員。

○委員（15番 君） 農地転用をする場合に、農業委員会等、申請する前に、所有者がよく看板を上げておるわけですよ。イメージ図とかですね。そういった場合のをよく目にするんですけども、これって基本的に違反になりますか、どうでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係 ただいまの委員の御質問でございますが、違反かどうかといいますと、非常にお答え正直しづらい部分はございますが、イエスかノーかということでお答えするのであれば、違反にはなると思います。

以上です。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（15番、 君） ということは、所有者は買い手が欲しいわけですよ。そのために、まず看板を立てておって、買い手が大体決まったという段階で申請を持ってくるわけですよ。ですから、看板がないと、どうしても買い手が見つからんと、こういうふうに主張してくるんだろうと思うんですけども、この主張はやっぱりだめということになりますか。

○議長（ 君） 事務局。

○係 非常にお答えしづらい問題でございますけれども、イエスかノーかでいくと、ノーになってしまいますが、やはり農業者の方の諸事情等、どうしても売らないといけない

場合、そういった場合の御事情等あると思しますので、売り地及び貸し地の看板が上がっているものについて、なかなか農業委員会の事務局のほうから、これは絶対にだめですよといった形で指導をしてきたということはございません。

やはり農業委員会としても、農業者の御希望であるとか、御事情であるとか、そういったところを加味する必要があると思っておりますので、私のほうから過去にそういった指導をしたということは一切ございません。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。

ほかに何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、3号議案、番号7に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長（ 君） 全員賛成。原案どおり可決しました。ありがとうございます。

続きまして、第3号議案、番号8に対して説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 それでは、第3号議案、農地法第5条の許可申請、番号8について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、老人ホームを建築するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の22ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、大根川にかかる麦田橋の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆と黒塗り部分の2筆、合計3筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。

申請地の北側は河川による分断、西側及び南側は他地目による分断、東側には一部農地の広がりがございますが、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の23ページをごらんください。

今回の計画は、老人ホームの建設でございます。こちら、23ページの図面は、左側が北側となっております。今回の乗入口に関しましては、北側道路の1カ所がらとなっております、職員駐車

場及び来客駐車場を砂利敷きとする計画になっております。

また、中央部分には、老人ホームを建設いたします。

被害防除計画といたしましては、周囲にコンクリートブロックをつくる計画となっております。
では、雨水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枿を設け、新設の雨水管及び雨水枿を通じ、南側の新設側溝から県道の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水・雑排水関係について御説明させていただきます。汚水・雑排水関係につきましては、新設の汚水管を通じ、北側乗入口側の前面道路に集落排水管が接続しておりますから、こちらにつながり込む計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の24ページをごらんください。

今回、まず、切土につきましては、ちょうど老人ホームの建屋が置かれる部分、断面図でいきますと、①-①断面から②-②断面にかけてでございますが、こちらの建屋部分に一部切土がございます。

また、盛土につきましては、最大20センチとなる計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成29年4月6日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、地元農業委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の 委員さん、御説明をお願いします。

○委員（16番 君） ちょっとその前に、建屋部分ですが、これは2階建てじゃなかったですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係 説明を追加するのを忘れておりました。

こちらの建屋につきましては2階建てでございます。居室につきましては、1階部分が10室、それと2階部分が15室の計画で上がっております。

以上でございます。

○委員（16番 君） ありがとうございます。

去る4月6日、ここの開発委員会がございました。事務局の説明がありましたけれども、老人ホームの建築でございます。我々でいろいろ審議、話していただきましたところ、問題はないということで署名捺印いたしました。

以上、審議お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明は終わりましたが、何かありましたら。——何かないですかね。

委員、どうぞ。

○委員（15番 君） 22ページ、23ページの図面ですけれども、結構へこんでいる部分がありますよね。この部分はそのまま農地として残るのかどうか、確認しておきます。

○議長（ 君） 事務局。

○係 ただいまの委員の御質問に対してお答えいたします。

こちらのちょっとかくっとへこんで四角になっている部分でございますが、こちらは農地として残されるということでございましたので、こちらの乗入口の確保等について、事務局のほうでも協議を行ってまいりました。よって、こちらの23ページの図面を見ていただきますと、乗入口側から擁壁を打っておりますけれども、こちらのほうには乗入口を残すということでございます。

ただし、こちらの乗入口に関しましては、軽トラック等で通作をしないということで所有者の方から申し入れがございましたので、こちらにつきましては、軽トラックが入るスペースはつくりませんが、こちらはきちんと農地として利用するような指導を行っております。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。

ここの持ち主は知ってあるの。

○係 こちらの持ち主につきましては、今回の譲渡人、所有者でございます。

以上でございます。

○委員（10番 君） 何を作付するのか、きちんと書いとらんよね。

○議長（ 君） 事務局。

○係 今回の委員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、当初は田及び畑で利用されてまいっておりましたけど、こちらの残される部分の計画につきましては畑でということは何っておりますので、何かしらの形で野菜等が植えられるものではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（ 君） ほかに何かないですかね。——ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第3号議案の番号8に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長（ 郎君） 全員賛成。原案どおり可決しました。

 委員は退席だったかな。

○委員（12番 君） はい。

〔 委員 退席〕

○議長（ 君） 続きまして、同じく3号議案、番号9に対して説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 それでは、第3号議案、農地法第5条の許可申請、番号9について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、賃借権の設定を行い、貸駐車場に転用するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の25ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、国道3号線高田交差点の北東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

先ほどの第2号議案の番号2及び番号3でも御説明いたしましたが、両側の前面道路に上下道水管が通っており、また、今回の申請地からおおむね500メートル以内に福岡県立 高校、 内科、いわゆる教育施設及び医療機関が2以上含まれておりますことから、第3種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の26ページをごらんください。

今回のこちらの図面には、貸駐車場に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口に関しましては、東側、西側道路、両側からとなっております。今回の計画では、全面アスファルト舗装という計画となっております。

駐車場は、普通自動車を21台、軽自動車を7台、計28台の計画となっております。

今回、農地との被害防除計画につきましては、南側につきましては既設の空洞ブロック、北側につきましてはU字溝の上にこちらコンクリートブロックを設置する計画となっております。

次に、雨水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、北側に新設のU字溝を設置する計画となっております。また、北東側に新しく新設の集水柵を設け、暗渠管を通じ、西側道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水等について御説明をさせていただきます。

汚水及び雑排水関係につきましては、貸駐車場であることから、原則発生いたしません。

次に、盛土及び切土について御説明をさせていただきます。

今回は、26ページの中にそれぞれA—A'断面が右側、B—B'断面が図面のちょうど下側のほうに記載をされております。

現況では、南側から北側にかけて段が下がっておりますことから、水勾配を設けるため、一部切土を行う計画となっております。こちらはA—A'断面に示されておるところでございます。

また、今回の計画では、盛土は発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明させていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成29年5月16日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） 事務局の説明終わりましたので、地元委員さんの 委員さん、御説明をお願いします。

○委員（4番 君） ただいまの事務局より説明のとおりでございます。5月16日に地元開発委員会を開催いたしまして、開発委員会に提出されました書類を審議いたしました結果、全ての要件を満たしておりましたので、無条件で承認をいたしました。委員の皆様御審議のほど、よろしくお願をいたします。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明は終わりましたが、何か御質問ありましたら、ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、3号議案の番号9に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。原案どおり可決しました。

続きまして、第3号議案、番号10に対して説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係長 それでは、第3号議案、農地法第5条の許可申請、番号10について説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、戸建て住宅を建築するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりであります。

では、位置図の説明をいたします。議案書の27ページをごらんください。

申請地は、現地でも御確認のとおり、県道町川原赤間線、鷺白橋交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部2筆であります。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の周囲3方は、全て他地目により分断をしております。よって、広がりのない介在農地があることから、2種農地ではないかと事務局では判断をしております。

次に、計画図の説明をいたします。28ページをごらんください。

今回の計画は、戸建て住宅建築に関する図面が示されております。

まず、乗入口に関しましては、九州自動車道沿い、市道側の西側の1カ所となっており、駐車場2台分のスペースを設ける計画となっております。

続きまして、雨水・雑排水関係について説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枡を設定、ここから北側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水・雑排水関係でございますが、雑排水等につきましては県道側でございます公共下水道に接続し、排水する計画となっております。

次に、切土、盛土につきまして御説明をさせていただきます。

今回は、現況とほぼ相違はありませんが、転圧をかける計画となっております。

最後に地元承諾につきまして御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成29年5月22日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、地元農業委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理をしております。

なお、本申請地につきましては、過去に農業用施設の転用ということで、そのまま許可どおりに転用を行わなかったことから、地元農区及び市農業委員会事務局から指導を行い、今回、農地に原状回復したものです。このことから、申請者より顛末書が出されておりますことから、読み上げをさせていただきます。

〔朗読〕

○係長 [] 説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの [] 委員さん、説明をお願いします。

○委員（6番 ■■■■■君） 5月22日、筵内区開発委員会を開催し、現場、現状につきましては、無条件で開発許可をいたしております。

以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

○議長（■■■■■君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明終わりましたけど、ちょっといい？

これは、農業用施設じゃったんやけど、何を建てる予定なの。

○係■■■■■ ただいまの御質問にお答えいたします。こちらの農業用施設につきましては、農業用倉庫を建てるということで過去に申請が出されていたとのことでした。

以上でございます。

○議長（■■■■■君） ほかに。どうぞ。

○委員（2番 ■■■■■君） これは、北側の前面道路もやりますでしょうか。これは拡幅の件はないんですか。基本合意になっているでしょう、これ。違いますか。

〔「違うよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（2番 ■■■■■君） 片側車線は全部で、高速側まで片側1車線ずつありましたよね。その後、拡幅の件は何かあったんじゃないんですかね。都市計画の合意で。

○委員（6番 ■■■■■君） 筵内の開発委員会に出されたときは、都市計画課等々と協議しての申請ですということで、それ以上は、僕らは何も言いようもないけん。大体、鷺白のあそこら辺は一切通学路がないんですよ。

○委員（2番 ■■■■■君） それで、あれなら。

○委員（6番 ■■■■■君） セットバックでしょう。

○委員（2番 ■■■■■君） うん、セットバックしてもらって、古賀市の都市計画課がちゃんと計画して、計画とかそういうね、あってもよかろうもん。

○委員（6番 ■■■■■君） 計画がないんじゃないですか。

○委員（2番 ■■■■■君） 狭いからですね、あそこが。

○委員（6番 ■■■■■君） 他地目は切りなさいという指示はあっているんですよ。覆いかぶさってきよるときには切れという指示は、筵内からは出しておる。

○委員（2番 ■■■■■君） 地元からは、通学路やけん、通学路をつくってくださいとかいう要望は、今のやつでは違うんでしょうね。もったいないですね。それで、あそこは狭いけん、やっぱりね。道路が。

○議長（■■■■■君） ほかに何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■■君） ないようでしたら、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、第3号議案の番号10に対して賛成されます方は挙手でお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長(君) 全員賛成。原案どおり可決しました。

○議長(君) 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局、説明をお願いします。

○農政係() 今回、第4号におきまして()会長が関係されますので、この後の議案朗読後、一時退席をお願いいたします。

会長が一時退席されている間、進行につきましては()副会長にお願いしたいんですけど、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、朗読に入ります。

〔議案朗読〕

○農政係() それでは、一時退席をお願いいたします。

〔()会長 退席〕

○農政係() それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

それでは、30ページをごらんください。左上に平成29年度第3号と書かれております。

今回、新規で3件の利用権設定の申し出がっております。

それでは、31ページ、整理番号8、貸し手、()、古賀市庄在住、借り手、農事組合法人()代表理事()、古賀市谷山に事務所がございます。利用権設定をする土地は、新原の字柴原の田んぼ5筆、合計1,655平米です。平成29年5月11日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、31ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号9、貸し手、()、()、()、() (各々持ち分の4分の1)、古賀市筵内在住、借り手、()、古賀市筵内在住、利用権設定をする土地は、薦野字苦桃の田んぼ3筆、合計2,745平米です。平成29年7月1日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、32ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号10、貸し手、()、古賀市久保在住、借り手、()、古賀市

筵内在住、利用権設定をする土地は、筵内の字小松原の田んぼを1筆、字上ノ原の田んぼ3筆、字白山の畑1筆・田んぼ1筆、合計7,260平米です。平成29年1月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、33ページの記載のとおりとなっております。

以上、新規の利用権設定について、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから、申請受理しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局から説明がありました。どなたか質疑ないでしょうか。——質疑はないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決をとらせていただきます。

第4号議案について、賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定につきまして、原案どおり可決いたしました。ありがとうございました。

〔 会長 着席〕

○議長（ 君） では、再開します。

第5号議案、非農地証明願について、番号1、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 それでは、第5号議案の非農地証明願について、番号1について御説明させていただきます。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当委員会に決定していただくための議案上程でございます。

申請人の詳細につきましては、朗読のとおりでございます。

では、申請の非農地証明に至る経緯について御説明をさせていただきますので、35ページ的位置図をごらんいただきながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の申請地につきましては、こちら35ページの丸囲み内の斜線部2筆でございます。

今回の申請地2筆の北側には、申請者の居宅があり、こちらにつきましては、約100年以上、宅地として利用されております。昭和50年ごろに、前面道路の拡幅があり、ブロック塀を設置いたしました。その際に、居宅への乗入口がなくなるため、申請地2筆に盛土を行い、庭及び進入路として利用されておりますが、転用の許可申請がなされておりました。平成元年に、

相続を今回の申請者が受けておられますが、課税については、相続前から宅地として課税されていたため、そのまま気づかず、現在の状況へ至っております。今回、自宅の改修工事を計画しておりまして、業者も交えまして登記簿等を調べたところ、今回の申請地2筆の地目が農地であるということがわかり、農業委員会事務局へ相談がございましたことから、今回の非農地証明の申請に至りました。

では、こちらの位置図の御説明をいたします。

先ほど現地確認をしていただきましたとおり、筵内にあります■■■■集会所の南側に位置します丸囲み内の斜線部2筆でございます。

続きまして、交付基準について御説明をさせていただきます。議案書の36ページ及び37ページをごらんください。こちらをごらんいただきまして、検討内容一覧表、こちらの判定基準等について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番につきましては、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していることとございますが、こちら、現在の申請地につきましては、見ていただきましたとおり、ブロック塀に現在囲まれておりまして、こちらにつきましては、昭和50年ごろの前面道路の拡幅に伴うものでございますので、20年以上、ブロック塀がついてからも20年以上経過していることから、「適」としております。

2番、住宅等の進入路でその他生活上不可欠な道路敷として利用され、おおむね20年以上経過しているものとございますが、先ほどの項目1と同様に、昭和50年ごろからブロック塀をつけて、こちらの農地から乗入としていることから、「適」としております。

3番につきましては、市街化区域内の農地ではございませんことから、「検討外」としております。

4番につきましては、農地法第51条の規定による違反転用処分または指導を受けておりませんことから、「適」としております。

5番につきましては、こちらは農振農用地ではございませんことから、「適」としております。

6番につきましては、土地改良事業の対象農地ではございませんことから、「適」としております。

7番、こちらにつきましては、農業施設等の補助対象農地ではございませんことから、「適」としております。

8番、集団性のある優良農地でないこととございますが、こちら、現地を見ていただきましたとおり、宅地に囲まれた介在農地でございますことから、「適」としております。

9番、こちらは自然災害による被災土地ではございませんことから、「検討外」としております。

10番、こちらについては、おおむね20年以上耕作放棄されとございますが、こちら、昭和50年ごろから耕作をされておらず、庭及び進入路として利用されておりまして、また、農地行政上、特に支障がないと認められる土地であると考えられることから、「適」としております。

11番、農地法第30条第3項の規定による農業委員会から指導を受けておりませんので、「適」としております。

12番、ほかの法令等との調整の見込みがあることから、「適」としております。

13番、前各号に定めるもののほか農業委員会が特に必要と認めたものがないと考えられることから、「検討外」としております。

次に、地元における現地確認書について御説明をさせていただきます。

平成29年5月22日付で、地元の農業委員さん及び農区長さんの署名捺印をいただいております。

また、今回、地目変更後の申請地の利用方法といたしましては、地目を宅地に変更し、自宅の改築を行いたいということでございます。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、申請者より願末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

〔朗読〕

○係 [] との内容で、平成29年5月24日付で、申請者からの願末書の提出がっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の筈内の [] 委員さん、説明をお願いします。

○委員 (6番 [] 君) 筈内開発委員会としまして、5月22日に協議いたしました結果、最初は転用と言っていたんですが、市役所等との協議といたしまして、非農地証明でいったほうがいいんじゃないだろうか、皆さんと協議をしてくださいということで、筈内としましては無条件ということで申請を市役所に出させていただきます。

協議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明終わりましたが、何かありましたら。——ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ([] 君) ないようでしたら、採決をとりたいと思いますが、ようございませうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、第5号議案、番号1に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17／17名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。原案どおり可決しました。

以上で、本日の議案審議、全部終了いたしました。

古賀市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後 5 時25分閉会
